

## 令和6年度第1回かながわ協働推進協議会議事録

日時：令和6年8月6日（火）10時から12時

場所：かながわ県民センター3階

305会議室

### ○開会

○神奈川県政策部長あいさつ（略）

○各委員自己紹介（略）

○座長、副座長の選出

座長は中島智人氏、副座長は坂田美保子氏が選出された。

### ○協議事項

座長：限られた時間ではございますが、皆様からの積極的なご意見を伺わせていただきたいと思っております。なお、この協議会は、協働型社会の構築に向け、県も含め、構成員の皆様が、対等な立場でそれぞれの主体の役割、協働、連携の可能性を協議し、それぞれの活動に持ち帰って役立てていただく、という趣旨の会議ですので、皆様の活発な意見交換をお願いいたします。それでは1つ目の協議事項、令和5年度第2回協議会の協議事項「県のNPO支援策のあり方について」の振り返りに入ります。前回の振り返りということで、令和5年度第2回かながわ協働推進協議会での各委員の意見を資料1にまとめております。事務局から資料1について、簡単に説明をお願いいたします。

事務局：（資料1）「令和5年度第2回かながわ協働推進協議会での各構成員意見等振り返り（協議事業：県のNPO支援策のあり方について）」を説明（略）

座長：ありがとうございます。前回の協議事項を振り返って、補足やご意見等ありましたら、手短かにお願いいたします。

馬場委員：中間支援組織というのは具体的にどのような組織のことなのでしょうか。

事務局：中間支援組織というのは明確な定義はありませんが、例えば、20の分野で活動されているNPO団体等の活動における課題解決に向けて、側面的に支援したり、ネットワークの構築や市町村との連携とか、そこをつなぐのが、中間支援組織ということで、県や各市町村にも中間支援的な組織がある状況です。

馬場委員 : 例えばどのような組織がありますでしょうか。

副座長 : 平塚市にあります、ひらつか市民活動センター、茅ヶ崎市には茅ヶ崎市  
民活動サポートセンター、各市町村に、NPOを支援するようなサポー  
トセンターがあると同時に、そういう施設を持っていなくても中間的な  
コーディネイト機能を持っているNPOもたくさんあります。

馬場委員 : 行政以外に、NPOをサポートする組織ということでしょうか。

副座長 : そのとおりです。今、中間支援に関する関わり方というのは、NPOを  
支援するだけでなく、他機関の協働を推進するとか、地域をコーディネ  
ートするとか、色々なところが求められているので、NPOだけではない  
と考えています。

座長 : 続きまして、議題(2)「NPO支援策について(成長段階に応じた支  
援策、寄附の促進)」に入りたいと思います。では事務局から説明をお願  
いいたします。

事務局 : (資料2)「NPO支援策について」を説明(略)

座長 : 資料2の説明ありがとうございました。県のNPO支援策について、ご  
説明いただきました。皆様に意見を伺っていきたいですが、その前に資  
料2の内容について、事実確認とか、ご質問がありましたらぜひ事務局  
の方に確認をしていただき、そのあと、各委員から意見を願いま  
す。

伊藤委員 : 今の認定・指定NPO法人制度に基づく寄附というのは大体どれぐらい  
年間で集まっているのでしょうか。ふるさと納税でどのぐらいの寄附を  
期待しているのでしょうか。

事務局 : 認定・指定NPO法人への寄附ですと、所轄庁に提出される実績報告書  
から拾った額を集計しています。年度によってだいぶ違ってきますが、  
認定NPO法人に関しては、総額で大体1億7千万円前後で推移をして  
いる状況です。去年は特定の団体に多くの寄附が来て、16億円と突出し  
た年になっております。県指定NPO法人はこの3年間、各年総計で約  
7千万円から8千万円ぐらい寄附を受けております。ふるさと納税につ

いては、現在も基金 21 を使い道として寄附を頂いていますが、令和 5 年度で 5 万円、令和 4 年度で 15 万円と、非常に少ない額と認識しています。

馬場委員 : ふるさと納税の実績が少ないことについてどのように捉えていますか。

事務局 : 色々な要素があると思いますが、ふるさと納税の制度自体、行政への寄附としては色々なメニューに対して支援ができる中で、NPO というものが選択されていないのが現状であると考えています。

馬場委員 : 選択されない理由はどう考えていますか。仕組み自体が認識されていないのでしょうか。

事務局 : 仕組み自体は認識されていると思われませんが、色々な選択肢があるなかで選択されていないのが現状です。そういう意味では、PR 不足も考えられます。

山岡委員 : 寄附を受けた NPO が、寄附をした人にお礼などコミュニケーションを取ることは可能ですか。寄附はコミュニケーションが大切と考えます。

事務局 : 今後の課題と考えています。直接寄附であれば、NPO が返礼品を出すことができますが、今回のスキームは、まず県が寄附を受けるため、返礼品は県から送付することになります。寄附者に対して団体がお礼をしたくなった際に、応えてよいかの調整を個別にできるかは課題と考えています。

山岡委員 : NPO 側からすると、誰が寄附したかはわからないが寄附が届くということでしょうか。

事務局 : 現状のスキームではそうなる可能性があります。

鶴山委員 : ふるさと納税で NPO に寄附とありますが、県に寄附金が入ったあとに、ちゃんと NPO にお金が行くようになっていきますか。カタログには、こういう活動に支援できると書いてあっても、活動する団体はもらっている実感がなく、結局、県の事業の中に入り込んでしまう。そのあたりはどうなっているのでしょうか。

事務局 : 現状のふるさと納税のスキームでも基金 21 で受け入れをしております。それは基金にまず繰り入れて、その基金の事業として、間接的に色々な団体の活動に補助金や負担金として支援されるのが現状です。団体指定であれば、今後のスキームの検討になりますが、当然寄附者の思いを汲み取る必要があると考えておりますので、同額かどうかという議論はありますが、基本的にいただいた金額を、そのまま団体の方に補助するような形でスキームがつかれないかと考えております。

副座長 : 団体等の指定をすでに行っている市の状況を教えていただけますか。

事務局 : 事業を実施している横浜市が公開している情報になりますが、令和 4 年度の実績として団体指定で 595 件の寄附を受けています。団体を指定しない寄附が 17 件なので、割合としてはかなり大きい件数を実績として上げている状況です。

座長 : NPO 活動基盤づくり補助金の申請を受け付けてみて、申請した団体の特徴というのは何か感じたことなどはありますか。

事務局 : 本当に様々な団体があるなという認識をしました。特に我々は所轄庁なので、認証、指定、認定という中で NPO 団体と関わることはあるのですが、それはどちらかという行政の手続き的な部分の関わりであったのに対し、こちらがより事業的なもので、本当に様々な事業内容の申請が団体から出されました。我々の狙いとしては、活動初期の支援なので、やはり基盤を固めていただきたい、基盤づくりのための補助なんですと団体に話しているのですが、一方で団体の方からは運営費的な、基礎的な経費を支援してもらいたいという意見は結構いただいております。

座長 : 協働相談窓口について中間支援組織との連携によって進めていきたいというお話がありましたが、県と県内の中間支援組織でどのような日常的な繋がりを持たれているのか、もし何かあれば教えていただけますか。

事務局 : 中間支援組織との連携ということで申しますと、成長期の支援という中で、活動期間 3 年以上の NPO 法人を対象に、いわゆる伴走支援ということで、ソーシャルコーディネートかながわという団体に委託をさせていただいて、各地域で活躍されている中間支援組織も巻き込む形で事業

を実施しています。また、資料にはないのですが、パートナーシップ支援事業についても中間支援組織と連携して実施しております。

座長 : ありがとうございます。それでは他に質問がないようですので、NPO支援策について、それぞれの立場からの率直なご意見をお願いいたします。益永委員からお願いします。

益永委員 : 色々なNPO法人が補助金や助成金の申請をするのですが、事業をすることに注力してしまっていて、基本的な組織の運営とか、内部的な建付けが十分でないこともあります。九州にある、認定NPO法人アカツキというところが、「立ち止まり対話するための助成金」というのをやっています。これは新規事業や事業推進のための資金であることではなくて、目の前の仕事に追われて、準備や振り返りのような、組織にとって土台的なことや、大切な人に目を向けるための時間が取れていない組織に対して、すぐそばにいる理事や職員や支援者と対応するために、立ち止まり足元を確認することを目的に、助成金を出しているというところがあります。プログラムを開発、運営していて、ミーティングや会議にしっかり時間をかけるために、管理費に要する助成金が出される。それにより、どんな思いで事業をやっていきたいかと言ったところを評価することができる、団体の運営そのものに対して助成できるような仕組みがあると、事業を実施することに追われずに、しっかりと基盤の強化が行われるのではないかなと思っています。そんな短期的な成果や収入に結びつかない、長期的に見て重要な取組ができる、管理部門の人件費その他の費用に対して助成ができるような仕組みが1つ生まれてもいいかなと思い、ご提案させていただきます。

鶴山委員 : 私も他県の基金の仕組みから、参考になるかなと思い、お話しさせていただければと思います。まずこの新スキーム、寄附をされた方が指定をした団体に、県を通して寄附がちゃんと入っていくという流れができることが望ましいと思って拝見しているところですが、先ほどご意見がありましたように、団体の活動のPRとかは、苦手な団体、力が弱い団体もあるというところで、そこを中間支援組織が応援する、周知やPRに協力をするというやり方をしているところがあります。岩手県の北三陸の4つの市町村でやっている、「北三陸じもつと基金」という名前の基金であります。その周知PRに協力する伴走支援があり、NPOも伴走されるだけじゃなくて、PRを自分たちでもしっかりするのが大前提になっているところもいいなと思っています。その寄附は共感した人から

寄附をいただくということで、「共感寄付」という名前になっています。寄附をいただいて活動した後に、報告とともに、ありがとうございましたというメッセージをお送りすることも中間支援組織が繋ぎをす、そういう伴走支援をされています。金額は、例えば15万希望していますという申請に対して、共感がたくさん集まれば20万のときもあれば、足りなくて8万円であったりするのも実態としてあるようですが、やはりアピールしていく、PRしていくというところの弱さにも、しっかり伴走してくれるところがすごくいいなど、共感するというキャッチコピーもいいなと思っています。そのような動きが付け加えられて、さらにNPOのアピールが広がっていくと嬉しいなと思い紹介させていただきました。

志田委員 : 私ども神奈川県社協も、NPOには限りませんが、助成金という形で似たような事業を様々やっております。その中で似たような課題感もありまして、それこそ人件費、運営経費、事業費以外の経費に充てられる補助金とか助成金が欲しいという団体も多数いらっしゃるんですけど、そういったところに実際県の社協だと対応できていないんですね。あくまで事業費ということでしかお手伝いができていないというところで、色々な試みが必要なのだろうというのを、自分自身の課題意識と照らしながら聞かせていただいております。先ほど伴走支援事業としてソーシャルコーディネーターかながわさんとの関わり、連携の話もありましたけれども、これもまた県の社協でできていない、ちょっと恥ずかしい話にはなるのですが、国際分野の中間支援組織さんが助成金をお出しした後に、自分の団体もしくは業務委託をしている他の団体さんの伴走支援もセットで、伴走型の支援コーディネーターが入ることを条件に、助成を決定するというような仕組みをとっている団体さんも多数あって、コストのこともあるので大変だろうなと思いつつ、とても有意義な取組だと思っております。なかなか県社協でできていない中でのお話になってしまって恐縮ですが、そういったところも、取れる仕組みとしては有効なのかなと思っているところでございます。

伊藤委員 : 私ども経済同友会として協働相談窓口等の連携促進のところを、自分たちの会員により周知しないといけないなと思いましたので、チラシや企業との協働・連携事例集について、新しいのができましたらまたお声掛けいただいて、会議等で配布したいと思います。ふるさと納税の話が出たので、今思ったことを申し上げますと、認定・指定NPO法人制度と、基金21事業と、本件で、法人の選び方というのがかなり複雑になっ

て分かりにくくなるのかなと思いました。このふるさと納税の仕組みはご存じのとおり、回り回って、国民の税金の負担がある仕組みですので、個人で見ると返礼品がもらえてよかったなとなりますが、ずっと長い目で見れば結局、税金を使っている話になるので、どういう法人に対してどういう資金使途を認めるのかというのは、やはりちゃんとした選定をして、この制度を使わないと、後々禍根が残るのではないかと思います。あと、ふるさと納税をやった場合にどう周知、PRするのかわかりませんが、ふるさとチョイスとかに入れ込んでしまうと、やはり返礼品ありきできていますので、埋もれてしまうと思いましたので、何かNPO法人に寄附したい人が見るような入口も必要ではないかと思いました。企業が目線でこのふるさと納税を見ますと、他県でないと申し込めない。そうするとやはり企業は地元の経済のためとか、地元の団体のためにという意識の方が強いと思いますので、よほど何か特別な繋がりがない限りは、なかなか他県のNPO法人に対してふるさと納税で寄附をするのは厳しいのかなと思いました。

雫石委員 : NPOとは離れますが、私は一般社団法人YU-ZUルームで理事をしております。土地と建物は茅ヶ崎市の所有ですが、運営は一般社団法人YU-ZUルームが行っています。10数名の理事と社員、サポーターを入れて60名程で活動しています。理事を含め全員がボランティアで貸館、カフェ、キッチンスタジオ等の収入で運営しています。開館6年目を迎えて平均年齢もほぼ6歳上がっています。今後5年後、10年後を見据えると次世代を担う若い人材をいかに確保し育てるかという大きな課題にぶつかります。市役所の担当課も含め検討中です。皆さんもいいアイデアがあれば教えて頂ければ助かります。

山岡委員 : 今ご報告いただいたこちらの事業は始まったばかりですので、今の段階でどうこうはありません。ただ、伴走支援の申請が少ないのかなという印象はありますが、しばらくやってみてということだと思います。成長段階に応じた支援策ということについては、団体の成長をどう捉えるかということが重要だと思います。一般的には、最初はボランティアグループとして数名の仲間が自発的な活動を始めて、ちょっとずつ仲間を増やして、ボランティアが参加する、或いは有給のスタッフを雇用して、助成金をもらって、その過程で法人化して、やがて行政や企業と協働してというような成長、一方向的な成長をイメージされていると思うのですが、かつてはそうだったかもしれないし、今もそのようなプロセスを経て成長していく団体もあると思いますが、そうではない団体も沢山あ

る、NPOの活動が多様になっているという実情があると思います。今申し上げたような成長ではなくて、例えば、副業人材ですとかプロボノ的な方が基幹的なスタッフであったり、拠点を持たずにプロジェクトベースで活動しているような団体もありますし、法人化においても、非営利にこだわらずソーシャルビジネス的に事業を行っている団体もありますし、本当に色々ある。そもそも今申し上げた成長のプロセスを一巡して、運営を次の世代に継承していく、企業支援の言葉で言えば、第二創業的な段階にある団体もありますので、そういうものを同じ一方の成長を前提にして、この段階ならこういう支援、というのは言いにくい、多様性への対応が必要なのではないかと思います。それではどうしたらいいかというところが難しいのですが、基本的に今の県のこの施策はやはり待ちだと思うのですよね。申請するのを待つ、相談に来るのを待つ。従来型の支援を求めている団体はそこに来ると思うのですが、一方で、それではあまり意味がない、関係ないと思っているところもたくさんあるので、そういう状況把握と、その状況を把握した上で制度を柔軟に対応していく、これはこういう段階の支援のための施策ですとかではなく、状況を把握した上で、柔軟に対応していくことがこれから必要になっていくのではないかなと思います。容易ではないことだと思いますが、それぐらい現場の状況は変化していると私は感じております。それから最後のふるさと納税による寄附については先ほど質問で申し上げたことが、必須だと思います。寄附を受けた側が寄附をしたのは誰かわからないという状況では、コミュニケーションがない。もちろん希望しない人はいいと思うのですが、やはりそこはちゃんとコミュニケーションをとれるような仕組みを担保することが、必須かなと感じております。

石橋委員 : 私ども今、学童保育所の運営施設で、新しい事業を展開しようということで、市の社協ですとか、逗子市の社会福祉課、障がい福祉課と話をしているのですが、NPOとして、まずは市を舞台に何かやろうと、たまたま想定地域は鎌倉とも隣接していて、一応鎌倉の方の話も入ってきたりはするので、広域にもなるのかなと思うのですが、ただそれでも指定管理にしてもらっていて逗子市と話をしているのですが、NPOがあり社協があり逗子市がありということで、それぞれが状況を見守っている、考えているという状態で、三竦み状態になっている部分もあったりするのですが、それは私たちだけでなく、新しい事業を基礎自治体である市や町と組もうとした場合に起こってくる話なのかなと思います。そうした場合に、県がどう絡むのかというのは、今日の話聞いていて期待といいますか、何かそこに1つ突破口があってもいいのかなと思いま



した。ただ現地の人と話していることをすっ飛ばして県と話をするというのは面子もあるのでなかなか難しいとは思いますが、そこに対して県としてどう支援できるか、先ほどあったような財政的な支援もそうですが、継続的な業務をやっていく上では、できれば伴走的な支援を合わせて取り組んでいただいた方がいいと思いました。そうすることによって、NPOの方も、NPOを立ち上げた目的を解決するためだけでなく、その次の一歩、多分それは次の世代に関わってくることだと思うので、そこへの取組や目線も出てくるのかなと思うのでできればそういったことも、短期的ではなく長期的な視野に立った支援策を考えていただけたらと思っております。

馬場委員 : 今回初めてこの協議会に参加させていただき、改めて今の時代、行政がきめ細かく取り組んでおられる中で、やはり行政が届かない社会の歪みに対してNPOの皆さまが頑張っておられるのは非常に素晴らしいことで、これからもますますその支援を活発に進めていかなければならないと思っております。私は個人的には、不登校施設等のサポートに非常に興味を持っておりなんとかしたいと思っております。それを前提として、意見として2点ほどいいますと、やはり神奈川県は、ふるさと納税をNPO支援にもっと重点的に取り組んでいくのがいいと思いますし、当県は他の県と比べれば裕福な県ともいわれますので、NPO支援の仕組みをもう少し充実していただけたらと思います。NPOの活動は具体的に何をやっているかなかなか伝わらないです。ふるさと納税で支援する場合はもう少し具体的に分かりやすく伝えて欲しいです。その辺は行政にご指導いただいて、もう少しわかりやすく伝える工夫をしていただければ、NPOに支援したいといった支援者も出てきやすいのではと思います。情報が多すぎて分かってくれないのも社会全体の現状だと思います。それから、伴走支援との連動を考えてほしい、ふるさと納税でお金が入ってくればいいというものではない。実は私も中小企業診断士として20数年やってきて、零細中小企業の悩みなんてそんなに難しいことではなく、実に素朴なものが多く、そういったものに沢山答えてきました。そういう課題を伴走支援でどう克服していこうかといった話をNPOの組織の人と協議して行って、それを進めるためにふるさと納税の資金を使う等連動を図っていくのが大事ではないかと思っております。

近藤委員 : 基金21につきましては、先ほどの議題でNPO支援策の一つとしてお話がありましたとおり、協働事業負担金等のスキームをより魅力あるものに見直すということで、成熟期にあるNPOの新たなチャレンジを後押

ししまして、更なる活動、規模の拡大を支援することが可能になったのではないかと考えております。実際に、現在あるNPOでご活躍の方からは、令和7年度からの協働事業負担金が、これまで原則3年だったものが最長5年まで延長されたということで、県との協働がより長期にわたり実施することができる、すなわち、腰を据えて事業を実施することが可能となるということで、協働事業を提案するNPOの立場としては助かるといった声もいただいているところでございます。サポートセンターとしては引き続きNPO協働推進課と連携しまして、魅力が向上した基金21を通じて、新たな地域課題にチャレンジするNPOの皆さまの活性化に取り組んでいきたいと考えております。

坂田委員 : 私どもはいわゆる中間支援組織ということで、今、神奈川県さんの方で展開されている伴走支援、それから団体成長支援事業に関わらせていただいているのですが、実は手を挙げる団体さんが少なかったという話を聞いています。団体さんの活動の中で大きな課題、ヒト・モノ・カネ・情報が取り上げられているのですが、団体さんの現状を見ると課題以前の問題として、ビジョン・ミッションが明確になっていない場合、目の前の事業を行うことで手一杯のため自分たち団体の根幹部分が見落とされてしまうような状況になります。そこに気づいた団体さんが伴走支援に手を挙げてくださればいいのですが、実際は、そこまで余裕がない、何とかしたいのだけれども、人的にも資金的にも、そこにかかる時間もないというところで、非常に苦しい現状が、浮かび上がっています。そのような中、県内の各支援センターさんと一緒に伴走支援を行うことになっているのですが、やはり自分たちが誰のために、何のために、どうしたらこのまちの課題解決の一翼を担えるのか、しっかりと腑に落ちて活動できるようになるといいと思っています。それからもう1つ、寄附促進に繋がることではあるのですが、団体の活動に共感を持って寄附をいただく場合、見せ方（広報）が大切になってきますが、団体によって得意不得意があり、不得意な団体さんには支援が必要ではないかと思えます。そういう意味では伴走支援も継続的な支援がきっと求められるのではないかなと思っています。もう1つはふるさと納税に関することなのですが、認定・指定がまず条件であるということになると、そこに力を使わなければならなくなります。今、団体さんの現状としては、団体を作ることに對して非常に関心が弱まっているように現状感じます。プロジェクト的に活動し、結果よければ満足というように、組織をつくって根を張るというより短期間で活動する動きが特に若者層に多いです。そうなる今後のNPO支援のあり方をどうすればいいのか私たち自身の

課題でもあり、更に5年、10年先を見据えたNPO支援について調査研究していく必要があると話しているところです。進める上で様々な課題がありますし、中間支援も力をつけていかなければいけないと言われてい  
る中で、非常に今、迷走している感じがします。今回、県からNPO法人に補助金の交付もありましたが、こちらについてもどんな成果があったのか、ぜひ追っていただけたらと思います。

座長 : ありがとうございます。一通り皆様からご意見をいただきましたが、他の方のご意見に対して確認したいことや追加のご意見などございますでしょうか。

益永委員 : 皆さまのご意見を聞いていて思ったことなのですが、補助金や助成金事業を実行していく段階でやることに追われてしまって、本来何がミッションだったのかということが置き去りにされるようなことがあります。事務支援、日常的な団体のミッションを実現するためにバックオフィスのあり方や、運営の支援といったところが今必要ではないかなと思っております。NPOが共通して使えるようなものがあれば日常業務が省力化されて、本来やらなければいけないところに立ち戻って活動することができると思います。ぜひこの基金21に応募される団体さんの底上げという意味も加えて、そんな新しいメニューが開発されるとありがたいです。

座長 : 先ほど坂田委員から団体成長支援事業に参加されてとお話がありましたけれども、これは今年度の基金21の団体成長支援事業でして、主に広報の強化をテーマとした支援を地域の間接支援団体として一緒にやっています。それと同時に、ソーシャルコーディネートかながわに委託して県が実施している伴走支援もやっています。県はボランティア活動、ボランティア団体という呼び方をしているのですが、これは基金21条例の中でも規定されている内容で、一般社団法人、一般財団法人の制度ができたときに条例を改正しまして、元々はNPO法人と任意団体だけ対象だったものを一般社団法人、一般財団法人も対象となりました。現在のところ基金21は一般社団法人等も採択されているところですが、今回県からご提案いただいたのはNPO法人が対象となる。神奈川県協働型社会というものを形づくるにあたって、ボランティア団体、ボランティア活動というものの形は様々ですが、NPO法人以外の法人を取り入れるかはなかなか難しいですが、検討しなければいけない課題だと思います。先ほどお話がありましたが、横浜市は団体に

交付するにあたって、審査会を行っておりますし、認定・指定NPO法人だけではなく広く団体を対象としておりますけれども、基本的には、団体が寄附者に対して、この制度を利用して寄附してくださいと呼びかけていることが多いような気がします。広く対象とすればふるさと納税を受けられる団体の裾野が広がるという意味ではいいと思いますが、事務負担は非常に重い、新しい審査会を作らなければいけないくらいの重さはあるので、認定・指定NPO法人を増やすことを含めて、まずは認定・指定NPO法人に限定するというのとは一つの考え方かなと思います。ただ、認定・指定NPO法人として個別に寄附を募集する団体も当然ありますので、それとふるさと納税の関係も考える必要がある。返礼品競争に巻き込まれないというのは一つ大事な部分ですので、返礼品ではない魅力をこのふるさと納税制度で伝えるかが大きな課題かなと思います。県内の人達は、ふるさと納税制度のすべての恩恵を受けられるわけではない。それぞれの団体の努力によって広報していく、それぞれの団体がこの制度を利用して寄附してくださいと呼びかけていくことも必要になってくるかなと思います。では、最後に、議題（3）その他として、次回以降の協議事項（テーマ）について事務局からご説明いたします。

事務局 : 次回、令和6年度第2回のかながわ協働推進協議会について、令和7年1月頃に開催を予定しております。次回以降の協議事項のテーマについて委員の皆様からご提案を募集させていただきますので、ご提案がございましたら、8月30日金曜日までに事務局へ電子メールでご連絡をお願いいたします。

座長 : 最後になりましたけど、どなたか補足とか質問とかありますか。では本日の議事等はこれですべて終わりましたので、終了いたします。進行を県にお返しいたします。

○閉会